

○財務省告示第百九十七号

中華人民共和国産並びに台灣、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帶及び冷延鋼板に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月二十二日

財務大臣 加藤 勝信

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」といいう。）の名称及び住所

名 称	住 所
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
日本冶金工業株式会社	東京都中央区京橋一丁目五番八号
ナス鋼帶株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目一番一号

日本金属株式会社

東京都港区芝五丁目二十九番十一号

二 法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の

品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 ニッケル系ステンレス冷延鋼帶及び冷延鋼板

(二) 銘柄及び型式 冷間圧延をしたステンレス鋼のフラットロール製品（ニッケルの含有量が全重量の〇・六%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないか、厚さ、幅及び形状を問わず、めつきし、被覆し、クラッドし又は製品に対する最終加工を経た後であっても製品の表面に孔を開けてあるものを除く。）。商品の名称及び分類についての統一システム（H.S.）の品目表第七二一九・三一號、第七二一九・三二號、第七二一九・三三號、第七二一九・三四號、第七二一九・三五號、第七二一九・九〇號、第七二三〇・二〇號又は第七二三〇・九〇號に分類される。

(三) 特徴 鉄に一〇・五%以上のクロムを含有した合金鋼であり、耐食性等、鋼自体が持つ機能性と製造方法からくる美麗で清潔感ある意匠性を兼備する点に特徴があり、様々な需要分野で使用される鋼である。

### 三 調査対象貨物の供給者及び供給国又は地域

(一) 供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者） 別表のとおり

(二) 供給国又は地域 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）並びに

台灣、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台灣」という。）

### 四 調査を開始する年月日 令和七年七月二十二日

### 五 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 令和六年一月一日から令和六年十二月三十  
一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨  
物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社  
設立の時から同日まで）

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 令和

四年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

### 六 調査の対象となる事項の概要

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ 調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ 調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ 調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に關し参考となるべき事項

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に

及ぼす影響

ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認

定に關し参考となるべき事項

七 申請者の主張の概要

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十。パーセント超である。

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ 正常価格について、中国から輸出される調査対象貨物については中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を採用した。台湾から輸出される調査対象貨物については当該調査対象貨物の生産費に台湾で生産された当該調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を採用した。

ロ 本邦向け輸出価格については、調査対象貨物に係る本邦の輸入通関価格から海上輸送費等を控除して算定した。

ハ イ及びロにより、中国又は台湾を供給国とする調査対象貨物に係る令和六年一月一日から令和六年

十二月三十一日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したもの）を算出すると、中国を供給国とするものについては二十パーセントから五十パーセントの間となり、台湾を供給国とするものについては三パーセントから二十パーセントの間となる。

### (三) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ 調査対象貨物の輸入量は、令和四年から令和六年までの間に、中国から輸出された調査対象貨物は五万三千七百六十七トンから七万五千四百八十一トンに増加し、台湾から輸出された調査対象貨物は五万二千三百七トンから四万七千九百三十二トンに減少したものの、同期間において、国内需要量に占める当該輸入量の割合はそれぞれ上昇した。

ロ 調査対象貨物の国内販売価格は、令和四年から令和六年までを通じて本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を大幅に下回っており、その結果、国内需要家が当該同種の貨物から調査対象貨物に切り替えを進めたことで当該同種の貨物の国内販売量が大幅に減少し、また、値下げを余儀なくされ、本邦の産業は製造原価の上昇に見合った価格設定を妨げられた。

ハ イ及びロにより、営業利益が減少するなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

ニ さらに、中国国内の生産能力は増加傾向にあり、台湾国内の生産能力は安定的に推移しているところ、いざれも十分な余剰生産能力を有しているだけでなく、既に調査対象貨物の在庫を大量に保有している。また、世界的にも主要な市場である米国、EU及び韓国等では、既に調査対象貨物と同種の貨物に不当廉売関税を課しているため、中国及び台湾としてもこれらの国又は地域に対する輸出の拡大が困難な状況である一方、本邦の市況価格は近隣の中国、台湾及び韓国よりも高いことから、調査対象貨物の輸入量は今後も増加する可能性が高い。

ホ 調査対象貨物の国内販売価格は、令和四年から令和六年までを通じて下落傾向が続いており、今後も下落傾向が続き、その価格圧力により本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格も引下げを余儀なくされることが想定される。

ヘ ニ及びホにより、保護的措置がとられない限り、追加的な不当廉売輸入による実質的な損害が生じるおそれがある。

八 令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十二条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定によ

る意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言についての期限 令和七年十月二十二日

(二) 証拠等の閲覧についての期限 令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課すことの決定、同条

第二項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめること

の決定に係る告示の日

(三) 対質の申出についての期限 令和七年十一月二十五日

(四) 意見の表明についての期限 令和七年十一月二十五日

(五) 情報の提供についての期限 令和七年十一月二十五日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

## 九 その他参考となるべき事項

(一) 本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中核政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

二 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二) 証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先 東京都  
千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

### (三) その他

イ 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外

の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

口 本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかつた者は、本告示の日から十四日以内に前記(一)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。

別表 調査対象貨物の供給者（不当廉売関税を課すこと）を求める書面に記載されている者

国又は地域名

社  
会  
組  
合

地  
域  
組  
合

中  
國

SHANXI TAIGANG STAINLESS STEEL CO., LTD.

Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd.

Tianjin TISCO&TPCO Stainless Steel Co., Ltd.

NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.

POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.

Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd.

Angang Lianzhong Stainless Steel Corporation

Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel Co Ltd

Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd.

Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd.

Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd.

Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd

---

Foshan Chengde New Material Co., Ltd.

Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd.

Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd.

Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd.

FUJIAN HONGWANG INDUSTRIAL CO., LTD

Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd.

Zhaoqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd.

Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.

Yongjin Technology Group Co Ltd

Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.

Fujian Yongjin Metal Technology Co., Ltd.

Gansu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.

FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO., LTD

---

Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd

Guanghan Tian Cheng Stainless Steel Products Company Limited

Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd.

Wuxi Shuoyang Stainless Steel Co., Ltd

Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd

LCG METAL MATERIAL CO. LTD

Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd.

Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd.

清远市祥麟不锈钢有限公司

FOSHAN RUIQIANG STEEL CO., LTD

Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd.

Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd.

Changge Yulong Industrial Co., Ltd.

Henan Jinhuiweide PRECISION Stainless Steel Co., Ltd.

Foshan Guangfeng Steel Co., Ltd.

Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd.

Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd.

Lishui Yida Technology Co., Ltd.

Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd

日械

Yieh United Steel Corp.

Walsin Lihwa Corp.

Tang Eng Iron Works Co., Ltd.

Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd.

CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.

TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.

Yuan Long Stainless Steel Corp.

Tung Mung Development Co., Ltd.

China Steel Corporation

Chung Hung Steel

YC INOX CO., LTD.

Ton Yi Industrial Corp.